

豊岡市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日豊岡市告示第 100 号の 7

改正 平成 23 年 10 月 19 日豊岡市告示第 216 号

平成 25 年 3 月 27 日豊岡市告示第 74 号

平成 26 年 3 月 28 日豊岡市告示第 101 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定に基づく指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）の利用者に係る家賃負担の一部を市が助成することにより、障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行の推進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成の対象者は、法第 28 条第 2 項第 4 号の共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに現に入居している者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項第 4 号に該当するもの（ただし、当該支給決定を受けた者及び当該支給決定を受けた者と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。）である場合を除く。以下「対象者」という。）とする。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、1 月につき対象者が支払う 1 月の家賃相当額から 10,000 円を控除した額の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、上限を 15,000 円とする。

2 月の途中における入退居等により、家賃相当額が日割りになるときは、実際に支払った額から 10,000 円を控除した額の 2 分の 1 に相当する額を助成するものとする。ただし、上限を 15,000 円とする。

3 前 2 項の額に 1 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

4 第 1 項及び第 2 項の家賃相当額には、光熱水費、共益費、食材料費その他の費用は含まないものとする。

(助成の対象期間)

第 4 条 助成の対象となる期間は、対象者がグループホームに入居した日の属する月から退居した日の属する月までの期間とする。

(助成の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、グループホームに入居した日から 30 日以内に、グループホーム家賃助成申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否について決定し、グループホーム家賃助成承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条により助成の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書(様式第3号)に家賃相当額を支払ったことを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(助成金の代理受領)

第8条 グループホームを運営する法人(以下「事業者」という。)は、利用者からの委任を受け、利用者に代わり助成金を代理受領することができる。

2 前項において委任を受けた事業者は、助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

3 事業者は、代理受領により市長から助成金の支払を受けたときは、利用者に助成金の額を通知し、当該支払をもって、利用者に助成金の支払があったものとみなす。

(変更の届出)

第9条 利用者は、申請事項に変更が生じたときは、グループホーム家賃助成申請内容変更届出書(様式第5号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の変更に伴い助成額を変更するときは、グループホーム家賃助成額変更決定通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 助成金を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。

(調査)

第11条 市長は、助成金の支給について必要があるときは、利用者(利用者であった者を含む。)、利用者の家族、グループホームに対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を依頼し、検査することができるものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定を取り消し、グループホーム家賃助成決定取消通知書(様式第7号)により利用者に通知するとともに、利用者は、既に受給した助成金の全額又は一部を返還するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成の決定事由が消滅したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 19 日豊岡市告示第 216 号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の豊岡市グループホーム等利用者家賃負担軽減事業実施要綱の規定は、平成 23 年 10 月分の家賃から適用する。

附 則（平成25年3月27日豊岡市告示第74号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに豊岡市グループホーム等利用者家賃負担軽減事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月28日豊岡市告示第101号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

